

追加型公社債投資信託 / MMF型 / 累積投資専用

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

投資信託説明書（目論見書）

2006.08

Money
Management
Fund



T&Dアセットマネジメント

T&D証券グループ

- 1．本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 2．この冊子の前半部分は「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

追加型公社債投資信託 / MMF型 / 累積投資専用

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

投資信託説明書（交付目論見書）

2006.08

Money
Management
Fund

T&D T&Dアセットマネジメント
T&D保険グループ

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成18年3月1日にその効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月31日に関東財務局長に提出しております。
3. 「大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の受益証券の募集にあたり、委託者は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家からご請求があった場合に交付を行う投資信託説明書(請求目論見書)を作成しています。投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からご請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書(請求目論見書)の交付をご請求された場合には、請求されたことを記録しておいてくださいますようお願い申し上げます。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目等については、投資信託説明書(交付目論見書)本文の「 . その他3. ファンドの詳細情報の項目」をご参照ください。

発行者名 : T&Dアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所 : 東京都港区海岸一丁目2番3号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券

に係るファンドの名称 : 大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

募集内国投資信託受益証券の金額 : 継続募集額
2兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資リスク

「大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」は、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

当ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後の当ファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、T&Dアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

当ファンドの受益権は、本交付目論見書の「 . ファンドの概要」中の「1 . 基本情報 (6) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「 . 申込手続等の概要」中の「4 . 管理及び運営の概要 (7) 投資信託約款の変更」に記載の手続きにより、投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「投資信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

目論見書の概要

本概要は有価証券届出書の第一部証券情報、第二部ファンド情報等を要約したものです。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）本文の該当箇所をご参照ください。

商品分類	追加型公社債投資信託 / MMF型 / 自動継続投資（累積投資）専用
ファンドの目的	内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
投資リスク	当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
信託期間	原則無期限です。
決算日	毎日
収益分配	毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充てさせていただきます。
お申込期間	平成18年3月1日から平成19年2月28日まで （なお、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
お買付単位	お申込になる販売会社（申込取扱場所）により、お申込単位は異なります。投資信託説明書（交付目論見書）本文または販売会社（申込取扱場所）でご確認ください。
お買付価額	取得日の前日の基準価額。（販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金を受領した場合は、お申込日が取得日となります。正午を過ぎて取得申込金を受領した場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。）
お申込手数料	ありません。
ご換金手続	解約請求により、原則として1口単位で毎営業日お申込できます。
ご換金価額	解約受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。（午後3時以前に解約申込を受付けた場合は、解約申込日が解約受付日となります。午後3時以降に解約を申込まれた場合は、解約申込日の翌営業日が解約受付日となります。）なお、1口当たりのお手取り額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が受益者毎の個別元本を上回った場合、その超過額の20%）を差し引いた金額です。マル優制度をご利用の場合は、解約価額が1口当たりのお手取り額となります。
信託財産留保額	受益証券の取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、1万口につき10円の信託財産留保額を解約代金から差引き、投資信託財産に返戻するものとします。
信託報酬	計算期間を通じて毎日計算し、信託元本の額に年0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）本文をご覧ください。）

投資信託説明書（交付目論見書）本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえお申込くださいますよう、お願い申し上げます。

ファンドの特色・投資リスク

投資方針

内外の公社債を主要投資対象とします。
安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

投資リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。また、当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。当ファンドの運用資産（以下「投資信託財産」といいます。）に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

金利変動リスク	当ファンドは主としてわが国の公社債等に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
為替変動リスク	当ファンドは外貨建資産に投資することもありますので、その場合には、通貨の価格変動によって当該外貨建資産の円建の評価額は下落します。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
信用リスク	一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
流動性リスク	解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。
その他	上記のほか、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

お申込の手引き

お買付に関しては

お 申 込 時 期	原則として、毎営業日お申込できます。 なお、お申込の受付時間は午後3時（本邦証券取引所の半日立会日は午前11時）までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。ただし、基準価額が1万円を下回った場合は、原則として申込受付を行いません。
お 買 付 単 位	1円以上1円単位もしくは10万円以上1円単位 詳細は、販売会社ないしは委託者（次頁の照会先）までお問い合わせください。
お 買 付 価 額	取得日の前日の基準価額です。 （販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金を受領した場合は、お申込日が取得日となります。正午を過ぎて取得申込金を受領した場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。）
お 申 込 手 数 料	ありません。

ご換金に関しては

ご 換 金 時 期	原則として毎営業日、解約請求によりご換金いただけます。 受付時間は午後3時（本邦証券取引所の半日立会日は午前11時）までとさせていただきます。受付時間を過ぎてのお申込は、翌営業日の受付となります。
ご 換 金 単 位	1口単位です。 （ただし、販売会社により異なる場合があります。）
ご 換 金 価 額	解約受付日の翌営業日の前日の基準価額です。 午後3時以前に解約申込を受付けた場合は、解約申込日が解約受付日となります。午後3時以降に解約を申込まれた場合は、解約申込日の翌営業日が解約受付日となります。なお、解約価額が個別元本を上回った場合、1口当たりのお手取額は解約価額から所得税および地方税（解約価額の個別元本超過額に対して20%）を差し引いた額となります。マル優制度をご利用の場合は、解約価額が1口当たりのお手取額となります。受益証券の取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、1万口につき10円の信託財産留保額を解約代金から差引き、投資信託財産に返戻するものとします。
お 支 払 開 始	原則として解約受付日の翌営業日から、販売会社にてお支払いいたします。

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

分配金に関しては

分 配 時 期	毎日収益の分配を行います。 毎日決算を行い毎日収益分配金を計上します。収益分配金は、公社債市況などに応じた運用実績に基づきます。 (収益の分配は約款に定める「収益分配方針」に基づいて行います。)
---------	---

償還に関しては

信 託 期 間	信託期間は原則無期限です。 ただし、約款における信託の終了に関するために該当する場合には、信託を終了（償還）させる場合があります。
---------	--

基準価額に関しては

基 準 価 額	販売会社またはT & Dアセットマネジメントにお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。
---------	--

販売会社については

《照会先》

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120 - 151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

費用と税金

直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 申 込 時	申 込 手 数 料	ありません。
ご 換 金 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	解約価額の元本超過額に対して・・・ 20%
収 益 分 配 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	収益分配金に対して・・・ 20%
償 還 時	所 得 税 お よ び 地 方 税	償還価額の元本超過額および収益分配金に対して・・・ 20%

受益証券の取得日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、1万口につき10円の信託財産留保額を解約代金から差引き、投資信託財産に返戻するものとします。

法人の受益者の場合は、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

投資信託財産で間接的にご負担いただく(投資信託財産が支払う)費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
毎 日	信 託 報 酬	信託元本の額に年 0.5071%以内の率を乗じて得た金額（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）本文をご覧ください。）

その他、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（税込）および証券取引に伴う手数料等を、投資信託財産でご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

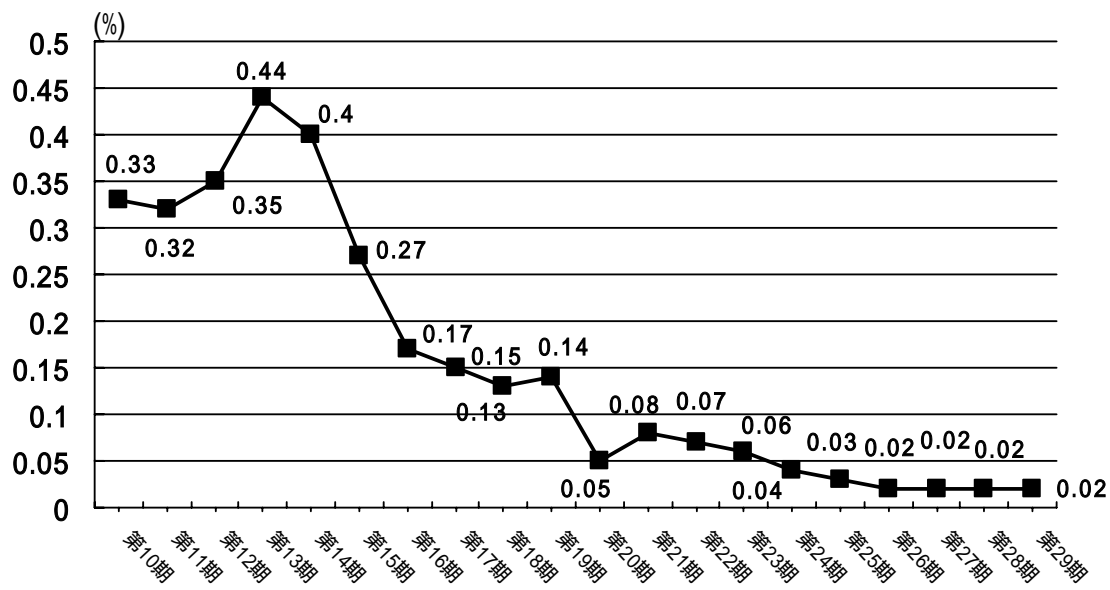
運用実績

当ファンドの直近20特定期間毎の収益率の推移

- 対象期間（直近20特定期間） -

第10期特定期間（平成8年5月31日）

～第29期特定期間末（平成18年5月31日）まで



注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。

$$\text{収益率} = \frac{\text{特定期間末基準価額（分配付の額）} - \text{前期末基準価額（分配落の額）}}{\text{前期末基準価額（分配落の額）}} \times 100$$

投資信託説明書（交付目論見書） 目次

	頁
． ファンドの概要	1
1. 基本情報	1
(1) ファンドの名称	1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	1
(3) 発行価額の総額	1
(4) 発行価格	1
(5) 信託金の限度額	1
(6) 振替機関に関する事項	2
(7) その他	2
2. ファンドの仕組み	3
． 運用の内容	5
1. ファンドの特色等	5
(1) ファンドの目的及び基本的性格	5
(2) ファンドの特色	5
2. 投資方針	5
(1) 投資方針	5
(2) 主な投資対象	8
(3) 主な投資制限	8
(4) 分配方針	9
3. 運用体制	10
4. 投資リスク及びリスク管理体制	11
(1) 当ファンドのもつリスクの特性	11
(2) 投資リスクに対する管理体制	11
． 申込手続等の概要	13
1. お買付時	13
(1) 申込期間	13
(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所	13
(3) お申込の方法	13
(4) 申込手数料	14
(5) 申込単位	14
(6) 払込期日	14
2. ご換金時	14
(1) 換金手続等	14
(2) 換金手数料	15
3. その他の手数料及び税金	16
(1) 信託報酬等	16
(2) その他の手数料等	16
(3) 課税上の取扱い	17

4. 管理及び運営の概要	18
(1) 資産の評価	18
(2) 保 管	18
(3) 信託期間	18
(4) 計算期間	19
(5) 運用報告書	19
(6) 信託の終了	19
(7) 投資信託約款の変更	19
. ファンドの運用状況等	21
1. 運 用 状 況	21
(1) 投資状況	21
(2) 投資資産	21
(3) 運用実績	23
2. 財務ハイライト情報	27
(1) 貸借対照表	27
(2) 損益及び剰余金計算書	28
(3) 注 記 表	29
. そ の 他	30
1. 委託会社の概況	30
2. 内国投資信託受益証券事務の概要	30
3. ファンドの詳細情報の項目	32

約款
用語集

．ファンドの概要

1．基本情報

(1) ファンドの名称

大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。
無記名式受益証券です。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

2兆円を上限とします。

(4) 発行価格

取得日の前日の基準価額です。

（正午以前の申込）

販売会社が申込金の払込みを取得申込受付日の正午以前に確認した場合は、取得申込受付日（取得日）の前日の基準価額です。

（正午を過ぎての申込）

販売会社が申込金の払込みを取得申込受付日の正午を過ぎてから確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日（取得日）の前日の基準価額です。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、委託者（以下「委託会社」といいます。）の指定する証券会社および登録金融機関（以下、委託会社も含めて「販売会社」といいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(5) 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更するこ

とができます。

(6) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(7) その他

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(6)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

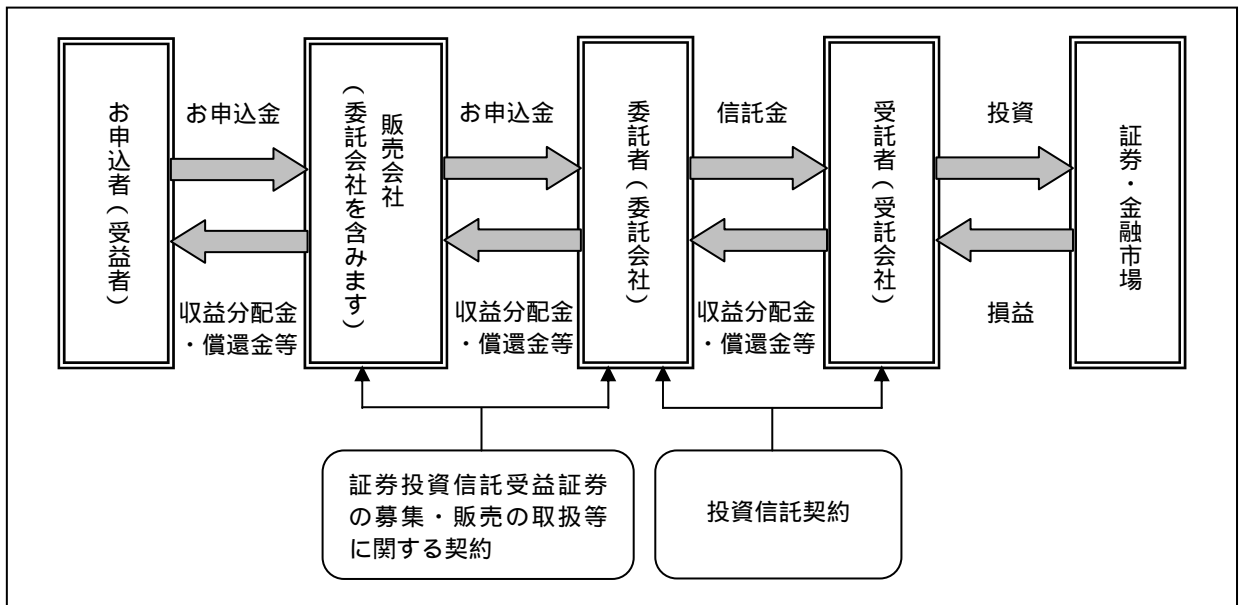
振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託者は、「 ．申込手続等の概要 4．管理及び運営の概要 (7)投資信託約款の変更」の手続きにより投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

2. ファンドの仕組み ファンドの仕組み図



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割
(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託者（委託会社）

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託者は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 受益証券の発行
- (5) 目論見書および運用報告書の作成等

委託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託者（以下「受託会社」ということがあります。）

三井アセット信託銀行株式会社

受託者は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託者の指図に基づく投資信託財産の処分
- (3) 受益証券の認証等

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託者として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託者は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c . 販売会社

販売会社は、委託者との間に締結した「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益証券の募集・販売の取扱い
- (2) 受益証券の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 受益証券の保護預り
- (5) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託者が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

．運用の内容

1．ファンドの特色等

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型公社債投資信託に属し、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(2) ファンドの特色

- a．内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- b．毎日決算を行い、運用収益の（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。
- c．原則として、毎営業日お申込できます。申込手数料はありません。
- d．原則として毎営業日、解約請求によりご換金いただけます。
- e．収益分配金は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの1ヵ月分をまとめて20%の源泉税（所得税15%、地方税5%）を差し引いた後、当月の最終営業日に自動的に全額再投資されます。

2．投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

投資態度

- a．内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。
- b．当ファンドは、社団法人投資信託協会（以下、単に「協会」ということがあります。）規則「MMF等の運営に関する規則」に従い、実行可能なものから速やかに対応しています。運用に関する事項についての主な内容は以下のとおりです。

< 1．組入る有価証券等の範囲 >

(1) 組入れることのできる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券（以下「国債等」という。）

に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の指定格付機関により、P - 2又はA - 2相当以上の短期格付若しくはBBBフラット又はBa a 2相当以上の長期格付を受けているもの（指定格付機関が、発行会社の依頼によらずに格付を行ったものを除く。以下1.において同じ。）

または に規定する有価証券以外の有価証券で1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託業者が発行者の財務内容等を基に に規定するものと同等の信用力を有すると認められたもの

(2) 組入れることができる金融商品は、次に掲げる金融商品とする。

指定金銭信託（当該投資信託の受託銀行(再信託先を含む。)におけるオーバーナイトの指定金銭信託に限る。）

金融商品(に規定する指定金銭信託を除く。)で(1) に規定する有価証券を担保とするもの若しくは国又は日銀が保証するもの

または に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

イ 取得時において2社以上の指定格付機関により、P - 2又はA - 2相当以上の短期格付若しくはBBBフラット又はBa a 2相当以上の長期格付を受けているもの

ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託業者が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

< 2 . 組入資産の残存期間 >

- (1)組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間(以下「残存期間」という。)が1年を超えないものとする。
- (2)満期保有目的債券(後記5.に規定する満期保有目的債券をいう。以下同じ。)については、(1)の規定は適用しない。

< 3 . 投資制限 >

- (1)同一の法人等が発行する有価証券等(前記1.(1)に規定する有価証券(に規定する有価証券を除く。)及び前記1.(2)に規定する金融商品(及びに規定する金融商品を除く。)をいう。以下3.において同じ。)若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲以内とする。

2社以上の指定格付機関からP-1又はA-1相当の短期格付若しくはA3又はA-相当以上の長期格付を受けている有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の5%以内の額とする。

に規定する有価証券等以外の有価証券等は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の1%以内の額とする。

- (2)同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、(1)の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。)、CD、コール・ローン、割引手形及び預金以外の有価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。
- (3)(1)に規定する有価証券等への投資の合計額は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の10%以内の額とする。
- (4)満期保有目的債券については、(1)ないし(3)の規定にかかわらず後記5の定めるところによるものとする。
- (5)取引期間が5営業日以内のコール・ローン(国債等を担保とするコール取引を除く。)については、(1)から(3)の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。
- (6)投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。
- (7)委託業者は、債券について時価が入手できないものは組入れないものとする。
- (8)委託業者は、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等で協会が細則で定めるものは組入れないものとする。

< 4 . 組入れられた資産の平均残存期間 >

組入資産(満期保有目的債券を含む。)の平均残存期間(協会が細則で定める計算方法により算出された期間をいう。以下同じ)は、180日を超えないものとする。

< 5 . 満期保有目的債券の指定 >

- (1)委託業者は、組入債券をその償還日まで投資信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとする。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該債券を取得した時点で行うものとする。
- (2)(1)に規定する満期保有目的債券の指定は、当該投資信託の運用責任者(ファンド・マネージャーを含む。)又は運用責任機関(運用委員会、役員会等実質的に投資信託財産の運用の指図に関する権限及び責任を有している当該委託業者の組織及び機関をい

う。)等が予め定めた方法に基づき行うものとする。

< 6 . 満期保有目的債券の残存期間 >

満期保有目的債券の残存期間は、3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する変動利付債券(銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。)については、この限りではない。

< 7 . 満期保有目的債券の指定の制限 >

- (1) 満期保有目的債券(国債等を除く。)の指定は、指定する日において2社以上の指定格付機関からA3又はA-相当以上の長期格付を取得しているもの、若しくは複数の指定格付機関からの格付がなく1社からA3又はA-相当以上の長期格付を取得し、かつ当該委託業者が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。
- (2) 満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された債券(新たに指定しようとする債券を含む。)の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の15%以内に限るものとする。なお、残存期間が3年を超える銀行が発行する変動利付債券(銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。)を指定する場合は、満期保有目的債券に指定された変動利付債券(残存期間3年を超えるものに限り、新たに指定しようとする変動利付債券を含む。)の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の5%以内に限るものとする。
- (3) 同一の法人等が発行する債券の満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された当該法人が発行する債券(新たに指定しようとする当該法人が発行する債券を含む。)の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の1%以内に限るものとする。ただし、国債等については、この規定は適用しないものとする。
- (4) 委託業者は、毎月末における満期保有目的債券の評価額の合計額の純資産総額に対する比率(以下「満期保有目的債券比率」という。)を翌月末までに協会に報告するものとする。
- (5) 協会は、満期保有目的債券比率が、一定期間、一定比率以上となった場合には、当該委託業者に対し改善に必要な措置を求めることができるものとする。

< 8 . 満期保有目的債券の売却等の禁止 >

- (1) 委託業者は、満期保有目的債券に指定した債券を次の各号に掲げる事由以外の理由により、原則として当該債券を売却又は保有目的の変更(以下「売却等」という。)を行ってはならないものとする。
 - 当該債券の発行者の信用状態の悪化
 - 税法上の優遇措置の廃止
 - 当該投資信託の合併又は委託業者の変更に伴うポートフォリオの変更
 - 法令又は規制の制定、改正又は廃止
 - 監督官庁の規制又は指導
 - 予期できなかった当該投資信託に起因しない事象として細則で定める事象の発生
 - その他やむを得ない事由として協会が細則で定めるもの
- (2) (1)に規定する事由以外の理由により売却等を行った場合は、当該売却等を行った日から投資信託財産が保有する全ての満期保有目的債券の保有目的を変更するものとし、当該売却等を行った日以降2年間は取得した債券を満期保有目的債券に指定し保有することができないものとする。
- (3) 委託業者は、満期保有目的債券を担保に差し入れ若しくはレボ取引又は証券貸借取引の対象とした場合にあっても、当該取引の契約期間の終日が当該満期保有目的債券の償還期日と同日又は償還期日より以前の日となるとき若しくは返還される債券が実質的に同

一であるときは、当該満期保有目的債券の目的変更は行わないものとする。なお、現先取引の場合の取扱いについては、協会が細則で定める。

< 9 . 満期保有目的債券の開示等 >

- (1) 委託業者は、当該投資信託の運用報告書及び有価証券報告書において満期保有目的債券に指定した債券の銘柄名、利率、額面、評価額、償還期日及び通貨を開示するものとする。
- (2) 委託業者は、当該投資信託の約款、有価証券届出書及び目論見書において、満期保有目的債券に指定した債券については償却原価法で評価する旨を開示するものとする。

(2) 主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。詳しくは当ファンドの投資信託約款第14条の2および第15条をご参照ください。

(3) 主な投資制限

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a . 同一銘柄の転換社債等への投資制限 (約款第 1 9 条)
 - b . 外貨建資産への投資制限 (運用の基本方針 2 . 運用方法 (3))
 - c . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (約款第 2 0 条)
 - d . 外国為替予約の指図 (約款第 2 1 条)
 - e . 先物取引等に関する投資制限 (約款第 1 8 条)
- 詳しくは当ファンドの投資信託約款をご参照ください。

「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。) および関連法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、一の投資信託財産の純資産総額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額 (これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。) ならびにハおよびニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等 (投信法施行規則第 2 7 条第 4 項において定義されている「有価証券先物取引等」を意味します。) を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。
 - イ . 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損 (有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)
 - ロ . 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - ハ . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの
 - ニ . 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎日決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当いたします。収益分配金は毎日算出され、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（証券取引所の半日立会日は午前9時～正午））

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

収益の分配

投資信託財産から生ずる利益（a. に掲げる収益等の合計額から、b. に掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額で純資産総額の元本超過額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として投資信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（a. の合計額がb. の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

- a. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- b. 毎計算期における信託報酬、売買・償還等による損失評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

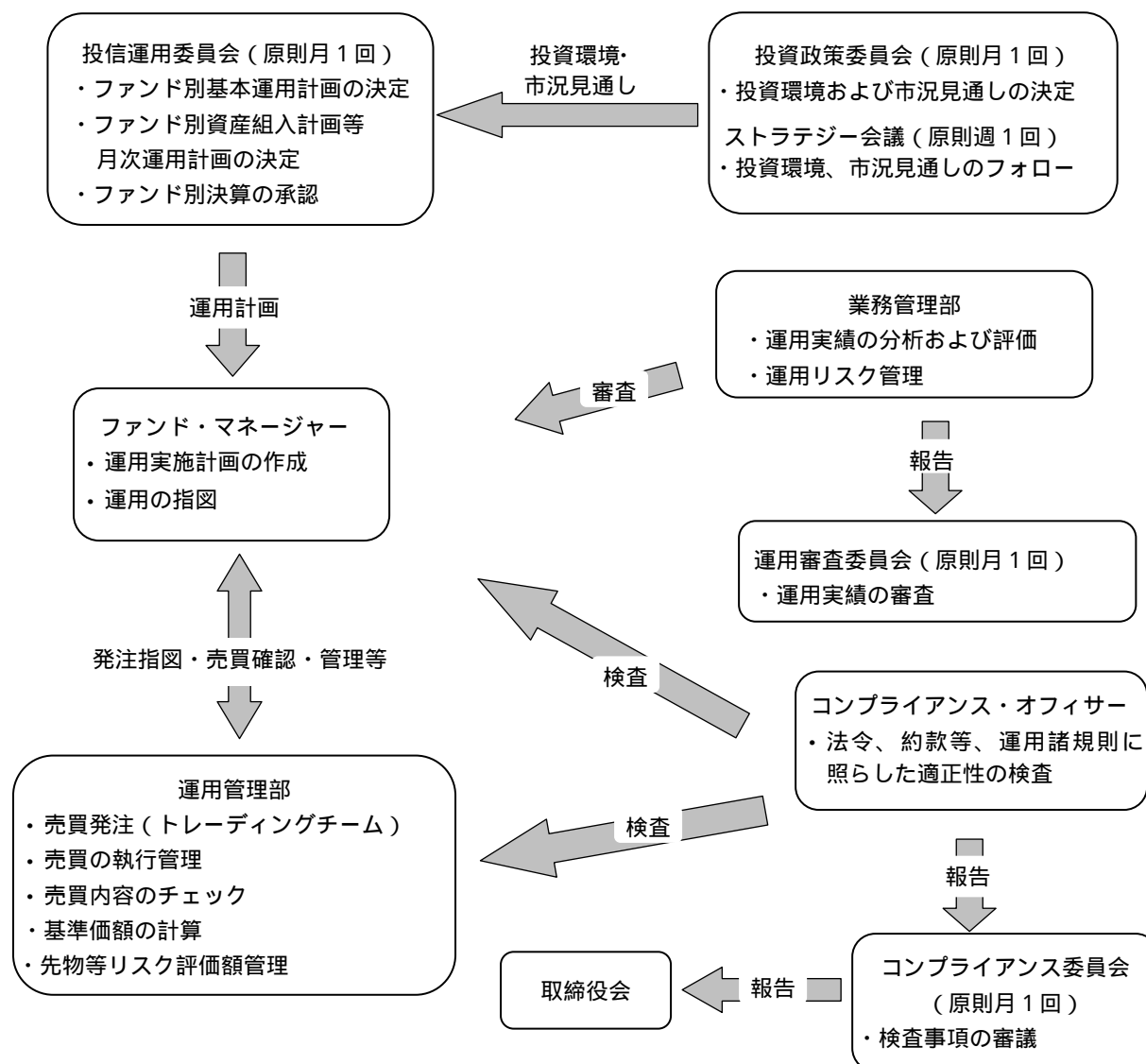
収益分配金の再投資

- a. 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金（委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）を、当月の最終営業日に販売会社に交付します。
- b. 販売会社は、自動継続投資約款にしたがった契約に基づき、受益者ごとにa. の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行うものとします。
- c. 委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を、この信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。
- d. b. およびc. の規定にかかわらず、委託者または販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- e. 信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、b. からd. の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

（注）当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3. 運用体制

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、投信運用委員会（チーフ・インベストメント・オフィサー（運用部門長）を委員長とし、コンプライアンス・オフィサー、運用企画部長、運用管理部長、業務管理部長、投信運用担当部長および委員長が指名する者を委員として、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催）での審議・決定および投信運用担当部長の承認を経て実施されます。

ファンドの運用体制等は平成18年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4. 投資リスク及びリスク管理体制

(1) 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（投資者が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。また、一定の投資成果をお約束するものではありません。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払い対象ではありません。当ファンドの運用資産（以下、「投資信託財産」といいます。）に生じた利益および損失は全て投資者に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なりリスクは次の通りです。

金利変動リスク

当ファンドは主としてわが国の公社債等に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建資産に投資することもありますので、その場合には、通貨の価格変動によって当該外貨建資産の円建の評価額は下落します。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有証券の売却を余儀なくされる可能性があります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

上記のほか、一部解約時に控除される信託財産留保額、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

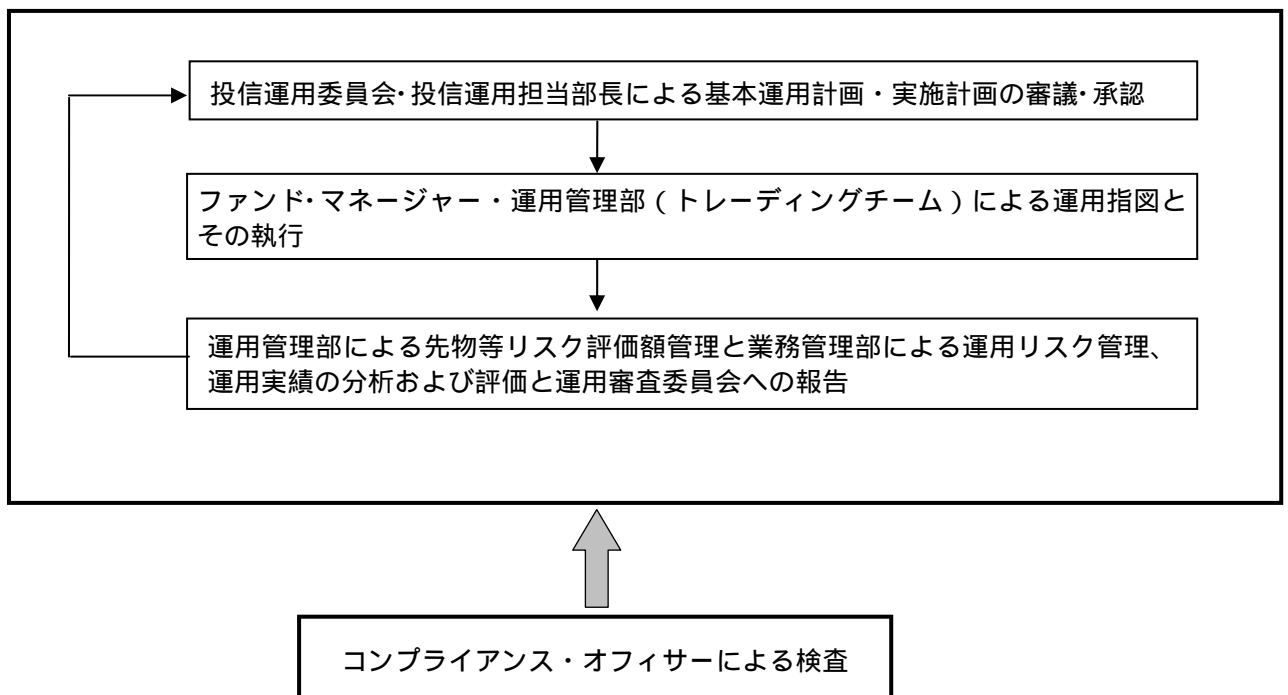
(2) 投資リスクに対する管理体制

当社の投資リスクに対する管理体制は以下のとおりです。

前述の「3. 運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（金利変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、投信運用委員会および投信運用担当部長による審議・承認を踏まえて、実際の運用指図を行い、運用管理部（トレーディングチーム）がその執行を行っています。

- ・運用管理部は、ファンドの基準価額の計算を行うとともに、先物・オプション取引等のリスク評価額の管理を行い、必要な部署等へ定期的な報告を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成18年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

．申込手続等の概要

1．お買付時

(1) 申込期間

平成18年3月1日(水曜日)から平成19年2月28日(水曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

正午以前の申込の場合は、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は取得申込受付日が取得日となる申込には応じないものとします。

また、正午を過ぎての申込の場合は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得申込受付日の翌営業日以降最初に、前日の基準価額が1口当たり1円になった営業日を取得日とします。

(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所

申込取扱場所及び払込取扱場所(販売会社)につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(3) お申込の方法

a. 当ファンドは、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。

b. 申込者は販売会社との間で取引口座を開設し、「自動継続投資約款*」に従って「分配金再投資契約*」を締結するものとします。

*これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

c. 非課税貯蓄制度(マル優)をご利用する場合、取得申込者(受益者)はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。販売会社によっては、マル優制度の取扱いを行わない場合があります。

d. 当ファンドの取得申込の受付は、営業日の午後3時(年末年始など半日営業日の場合は正午)までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は取扱金融機関等によって異なることもあります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

正午以前の申込は、取得申込受付日の前日の基準価額です。正午を過ぎての申込は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額です。ただし、基準価額が1万円を下回った場合は、原則として申込の受付を行いません。

e. 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消すことがあります。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社(委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項

の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(4) 申込手数料
ありません。

(5) 申込単位
1円以上1円単位もしくは10万円以上1円単位となります。
申込単位につきましては、販売会社ないしは上記の「(2) 申込取扱場所及び払込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(6) 払込期日
当ファンドの受益証券の取得申込者は申込代金(申込日の基準価額に申込口数を乗じた額をいいます。)をお申しいただきます販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社までお問い合わせください。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託者の口座を経由して、受託者の指定する当ファンド口座に振り込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

2. ご換金時

(1) 換金手続等

- a. 受益者は、原則としていつでも解約の実行を請求することができ、委託者は同請求があった場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。午後3時以前に解約申込を受付けた場合は、解約申込日が解約受付日となります。午後3時以降に解約を申込まれた場合は、解約申込日の翌営業日が解約受付日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
- b. 一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として解約受付日の翌営業日から、申込販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。
解約受付日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者には、受益者と販売会社との間の「自動継続投資約款」に基づく手続に従い、即日引出し(キャッシング)のお取扱をいたします。この場合には、「自動継続投資約款」に基づき、即日引出し申込日から解約代金受渡日の前日までの分配金から源泉所得税相当額を差引いた額を、販売会社がキャッシング利息として受け取ります。なお、委託者による直接販売ならびに一部の販売会社においては、即日引出しのお取扱はありません。詳細につきましては、申込販売会社にてご確認ください。
- c. 受益証券の発行の日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券についてa.の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとします。
- d. 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。この場合の取扱等につきましては、販売会社にご確認ください。
- e. 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、a.による請求の受付を中止することおよびすでに受付けたa.による請求の受付を取消す

ことがあります。

- f . e . により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして解約受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

(2) 換金手数料

換金手数料はありません。

3. その他の手数料等及び税金

(1) 信託報酬等

受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に0.5071%以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。平成11年9月27日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて次の通りになります。

- a. 年換算収益分配率が6%未満の場合は、信託元本の額に対し年0.3557%以内の率とします。ただし、当該率が年0.3557%以下の場合の信託報酬率は当該年換算収益分配率以内の率とします。
- b. 年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合は、信託元本の額に対し年0.4056%以内の率とします。
- c. 年換算収益分配率が8%以上の場合は、信託元本の額に対し年0.5071%以内の率とします。

届出書提出日現在は、「年換算収益分配率が0.3557%未満の場合」に定める料率が適用されています。

	委託者	受託者	販売会社
年換算収益分配率が0.3557%未満の場合	当該年換算収益分配率に0.3を乗じた率に対し35.57分の8.0を乗じた率以内	当該年換算収益分配率に0.3を乗じた率に対し35.57分の2.5を乗じた率以内	当該年換算収益分配率に0.3を乗じた率に対し35.57分の25.07を乗じた率（税込）以内
年換算収益分配率が0.3557%以上6%未満の場合	年0.0800%	年0.0250%	年0.2507% （税込）
年換算収益分配率が6%以上8%未満の場合	年0.0850%	年0.0250%	年0.2956% （税込）
年換算収益分配率が8%以上の場合	年0.1100%	年0.0250%	年0.3721% （税込）

委託者の自らの募集に係る部分については、販売会社相当分を委託者が収受します。

上記の信託報酬は、毎月の最終の営業日（委託者の営業日をいいます。）または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(2) その他の手数料等

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、約款第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.000525%（税抜0.0005%）を乗じて得た額とし、毎月最終営業日または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）は、投資信託財産が負担します。この他売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

委託者または販売会社が、約款第9条の規定による受益証券の発行の日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券についての請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

(3) 課税上の取扱い

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金、および元本超過額*については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

当ファンドは、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のご利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。障害者等とは、遺族基礎年金を受けられることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。マル優制度をご利用した場合、お一人元金350万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）まで上記の税金はかかりません。詳しくは販売会社にお問合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金、および元本超過額*については20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

* ご換金時は、ご換金にかかる受益証券に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金に対して課税が行われます。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

4. 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価又は一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額とします。

前述の社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に該当するものの内、ファンドの主な投資対象の評価に関する事項についての主な内容は以下のとおりです。

< 1. 組入れ債券等の評価 >

(1) 組入れ債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入れ債券の銘柄毎に委託業者が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

証券会社又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

< 2. 償却原価法による評価 >

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A-2又はP-2格相当以上の短期格付若しくはA3又はA-格相当以上の長期格付を取得している債券

満期保有目的債券

(2) (1) に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とする。なお、加算又は減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 満期保有目的債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、又は償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

基準価額および収益分配金は毎日算出され、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託者および販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）は、原則として毎週日曜日の日本経済新聞朝刊に（「MMF」の「T&Dアセット」にて）掲載されます。

(2) 保管

取得申込者は、「自動継続投資約款」に従って受益証券を保管（保護預り）するものとします。受益証券は大券をもって混蔵保管されます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「(6) 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は信託期間中の各1日とします。

(5) 運用報告書

6ヵ月毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

(6) 信託の終了

ファンドの繰上償還

- (1) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託者は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託者は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告(日本経済新聞社に掲載します。以下同じ。)し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)および(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (1) 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- (2) 委託者が、監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁が委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。)
- (3) 受託者が辞任する場合で、委託者が新受託者を選任できないとき。

(7) 投資信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

．ファンドの運用状況等

1．運用状況

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	日本	14,994	33.13
国債証券	日本	7,998	17.67
社債券		5,807	12.83
	日本	3,407	7.53
	アメリカ	2,400	5.3
コールローン・その他(負債差引後)	日本	16,464	36.37
合計(純資産総額)	-	45,263	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額(円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)	クーポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	385 政府短期証券	2,000,000,000	99.99 1,999,818,595	99.99 1,999,818,595	4.42	0.03	H18.7.24
2	日本	国債証券	388 政府短期証券	2,000,000,000	99.98 1,999,545,463	99.98 1,999,545,463	4.42	0.20	H18.8.14
3	日本	国債証券	391 政府短期証券	2,000,000,000	99.95 1,998,941,008	99.95 1,998,941,008	4.42	0.32	H18.9.4
4	日本	社債券	10 三井住友銀行	1,200,000,000	100.15 1,201,824,129	100.15 1,201,824,129	2.66	0.66	H18.10.20
5	日本	国債証券	382 政府短期証券	1,000,000,000	100.00 999,979,040	100.00 999,979,040	2.21	0.05	H18.7.10
6	アメリカ	社債券	ORIX USA CORP	1,000,000,000	100.00 999,952,628	100.00 999,952,628	2.21	0.13	H18.8.15
7	日本	コマーシャル ペーパー	ニチレイ	1,000,000,000	- 999,860,978	- 999,860,978	2.21	0.18	H18.7.5
8	日本	コマーシャル ペーパー	オリックス	1,000,000,000	- 999,750,747	- 999,750,747	2.21	0.10	H18.7.31
9	日本	コマーシャル ペーパー	住商リース	1,000,000,000	- 999,730,812	- 999,730,812	2.21	0.11	H18.7.19
10	日本	コマーシャル ペーパー	ダイヤモンドリー ス	1,000,000,000	- 999,722,816	- 999,722,816	2.21	0.11	H18.7.18
11	日本	コマーシャル ペーパー	UFJセントラルリー ス	1,000,000,000	- 999,687,111	- 999,687,111	2.21	0.14	H18.7.12
12	日本	コマーシャル ペーパー	JFEホールディングス	1,000,000,000	- 999,669,698	- 999,669,698	2.21	0.18	H18.7.31
13	日本	国債証券	389 政府短期証券	1,000,000,000	99.97 999,667,276	99.97 999,667,276	2.21	0.19	H18.8.21

14	日本	コマーシャル ペーパー	神戸製鋼所	1,000,000,000	- 999,665,865	- 999,665,865	2.21	0.20	H18.7.26
15	日本	コマーシャル ペーパー	NTTリス	1,000,000,000	- 999,623,429	- 999,623,429	2.21	0.25	H18.8.8
16	日本	コマーシャル ペーパー	芙蓉総合リス	1,000,000,000	- 999,588,799	- 999,588,799	2.21	0.17	H18.7.20
17	日本	コマーシャル ペーパー	野村証券	1,000,000,000	- 999,585,925	- 999,585,925	2.21	0.27	H18.8.14
18	日本	コマーシャル ペーパー	四国電力	1,000,000,000	- 999,578,260	- 999,578,260	2.21	0.28	H18.8.23
19	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友銀リス	1,000,000,000	- 999,551,434	- 999,551,434	2.21	0.26	H18.7.24
20	日本	コマーシャル ペーパー	日立キャピタル	1,000,000,000	- 999,482,186	- 999,482,186	2.21	0.31	H18.8.31
21	日本	コマーシャル ペーパー	住友金属工業	1,000,000,000	- 999,457,828	- 999,457,828	2.21	0.30	H18.8.31
22	日本	コマーシャル ペーパー	東京電力	1,000,000,000	- 999,382,026	- 999,382,026	2.21	0.31	H18.9.5
23	アメリカ	社債券	AMERICAN HONDA FINANCE	800,000,000	100.00 800,017,030	100.00 800,017,030	1.77	0.25	H18.7.7
24	日本	社債券	265 北陸電力	700,000,000	100.09 700,644,280	100.09 700,644,280	1.55	0.50	H18.9.25
25	日本	社債券	4 リユ-	600,000,000	100.30 601,776,687	100.30 601,776,687	1.33	0.87	H19.3.6
26	アメリカ	社債券	5 ハウスホルド FIN	600,000,000	100.02 600,141,892	100.02 600,141,892	1.33	0.88	H18.7.13
27	日本	社債券	17 住友電工	500,000,000	100.32 501,592,577	100.32 501,592,577	1.11	0.92	H19.3.23
28	日本	社債券	2 ホダ ファイナンス	400,000,000	100.19 400,773,022	100.19 400,773,022	0.89	0.69	H18.12.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成18年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	17.67
社債券	12.83
コマーシャルペーパー	33.13
合計	63.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成18年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第10期 特定期間 (平成8年11月28日現在)	114,501	114,878	1.0000	1.0033
第11期 特定期間 (平成9年5月29日現在)	132,203	132,620	1.0000	1.0032
第12期 特定期間 (平成9年11月27日現在)	103,632	103,997	1.0000	1.0035
第13期 特定期間 (平成10年5月28日現在)	77,165	77,502	1.0000	1.0044
第14期 特定期間 (平成10年11月29日現在)	62,619	62,867	1.0000	1.0040
第15期 特定期間 (平成11年5月30日現在)	101,969	102,241	1.0000	1.0027
第16期 特定期間 (平成11年11月29日現在)	123,345	123,549	1.0000	1.0017
第17期 特定期間 (平成12年5月30日現在)	172,587	172,843	1.0000	1.0015
第18期 特定期間 (平成12年11月29日現在)	142,870	143,050	1.0000	1.0013
第19期 特定期間 (平成13年5月30日現在)	183,736	184,002	1.0000	1.0014
第20期 特定期間 (平成13年11月30日現在)	152,101	152,176	1.0000	1.0005
第21期 特定期間 (平成14年5月31日現在)	48,836	48,877	1.0000	1.0008
第22期 特定期間 (平成14年11月30日現在)	52,882	52,921	1.0000	1.0007
第23期 特定期間 (平成15年5月31日現在)	64,877	64,917	1.0000	1.0006
第24期 特定期間 (平成15年11月30日現在)	62,718	62,745	1.0000	1.0004
第25期 特定期間 (平成16年5月31日現在)	61,190	61,211	1.0000	1.0003
第26期 特定期間 (平成16年11月30日現在)	53,791	53,803	1.0000	1.0002
第27期 特定期間 (平成17年5月31日現在)	50,628	50,637	1.0000	1.0002
第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	49,126	49,135	1.0000	1.0002
第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)	45,681	45,692	1.0000	1.0002

平成17年6月末日	50,077	-	1.0000	
平成17年7月末日	49,494	-	1.0000	-
平成17年8月末日	49,676	-	1.0000	-
平成17年9月末日	49,164	-	1.0000	-
平成17年10月末日	49,139	-	1.0000	-
平成17年11月末日	49,126	-	1.0000	-
平成17年12月末日	49,199	-	1.0000	-
平成18年1月末日	48,757	-	1.0000	-
平成18年2月末日	48,135	-	1.0000	-
平成18年3月末日	47,835	-	1.0000	-
平成18年4月末日	46,089	-	1.0000	-
平成18年5月末日	45,681	-	1.0000	-
平成18年6月末日	45,263	-	1.0000	-

(注) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヶ月毎)に支払われた1口当りの分配付純資産額を乗じて算出しております。

分配の推移

直近20特定期間の分配の推移は次のとおりです。

	1口当たりの分配金(円)
第10期 特定期間 (平成8年5月31日～平成8年11月28日)	0.0032930
第11期 特定期間 (平成8年11月29日～平成9年5月29日)	0.0031510
第12期 特定期間 (平成9年5月30日～平成9年11月27日)	0.0035220
第13期 特定期間 (平成9年11月28日～平成10年5月28日)	0.0043730
第14期 特定期間 (平成10年5月29日～平成10年11月29日)	0.0039590
第15期 特定期間 (平成10年11月30日～平成11年5月30日)	0.0026710
第16期 特定期間 (平成11年5月31日～平成11年11月29日)	0.0016500
第17期 特定期間 (平成11年11月30日～平成12年5月30日)	0.0014850
第18期 特定期間 (平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.0012580
第19期 特定期間 (平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.0014470
第20期 特定期間 (平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.0004920
第21期 特定期間 (平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.0008490
第22期 特定期間 (平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.0007360

第23期 特定期間 (平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.0006200
第24期 特定期間 (平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.0004280
第25期 特定期間 (平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.0003480
第26期 特定期間 (平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.0002240
第27期 特定期間 (平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.0001810
第28期 特定期間 (平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.0001900
第29期 特定期間 (平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.0002380

収益率の推移

直近20特定期間の収益率の推移は次のとおりです。

	収益率(%)
第10期 特定期間 (平成8年5月31日～平成8年11月28日)	0.33
第11期 特定期間 (平成8年11月29日～平成9年5月29日)	0.32
第12期 特定期間 (平成9年5月30日～平成9年11月27日)	0.35
第13期 特定期間 (平成9年11月28日～平成10年5月28日)	0.44
第14期 特定期間 (平成10年5月29日～平成10年11月29日)	0.40
第15期 特定期間 (平成10年11月30日～平成11年5月30日)	0.27
第16期 特定期間 (平成11年5月31日～平成11年11月29日)	0.17
第17期 特定期間 (平成11年11月30日～平成12年5月30日)	0.15
第18期 特定期間 (平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.13
第19期 特定期間 (平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.14
第20期 特定期間 (平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.05
第21期 特定期間 (平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.08
第22期 特定期間 (平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.07
第23期 特定期間 (平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.06

第24期 特定期間 (平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.04
第25期 特定期間 (平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.03
第26期 特定期間 (平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.02
第27期 特定期間 (平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.02
第28期 特定期間 (平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.02
第29期 特定期間 (平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.02

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

2. 財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は、有価証券届出書の「第三部ファンドの詳細情報、第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。）から抜粋して記載したものです。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,000,000,000
金銭信託	702,055	850,809
コール・ローン	10,890,123,114	8,462,930,282
国債証券	-	9,998,652,446
社債券	17,215,804,626	8,208,642,388
コマーシャルペーパー	3,999,364,143	11,996,828,218
現先取引勘定	16,999,983,000	5,996,778,000
未収利息	14,751,709	13,727,774
前払費用	5,340,192	2,599,380
流動資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297
資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49,125	137,042
未払受託者報酬	1,076	2,378
未払委託者報酬	13,594	30,662
その他未払費用	39,945	18,240
流動負債合計	103,740	188,322
負債合計	103,740	188,322
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	49,125,925,207	45,680,810,175
剰余金		
期末剰余金	39,892	10,800
純資産合計	49,125,965,099	45,680,820,975
負債・純資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 2 8 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 6 月 1 日 至 平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日)	第 2 9 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 1 2 月 1 日 至 平成 1 8 年 5 月 3 1 日)
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		43,656,156	26,523,820
有価証券売買等損益		30,892,473	11,719,792
その他収益		56,888	223,279
営業収益合計		12,820,571	15,027,307
営業費用			
受託者報酬		205,207	231,138
委託者報酬		2,612,809	2,982,686
その他費用		591,180	506,745
営業費用合計		3,409,196	3,720,569
営業利益金額		9,411,375	11,306,738
経常利益金額		9,411,375	11,306,738
当期純利益金額		9,411,375	11,306,738
一部解約に伴う当期純利益 金額分配額		-	-
期首剰余金		43,847	39,892
剰余金増加額		-	-
剰余金減少額		-	-
分配金		9,415,330	11,335,830
期末剰余金		39,892	10,800

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 2 8 期 特定期間 (自平成17年 6月 1日 至平成17年11月30日)	第 2 9 期 特定期間 (自平成17年12月1日 至平成18年5月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>社債券、コマーシャルペーパーについては、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値（平均値）値段 証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	<p>国債証券、社債券、コマーシャルペーパーについては、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値（平均値）値段 証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 表示	-	<p>平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。</p> <p>(1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純利益金額としております。</p>

．その他

1．委託会社の概況

資本金

平成18年6月末日現在 11億円

会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得
平成9年12月1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る
平成11年4月1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日 投資顧問業者の登録
平成14年6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
平成14年7月1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、「ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成18年8月28日 「T&Dアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

平成18年6月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号	503,800株	46.54%
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	386,000株	35.66%
株式会社大同マネジメントサービス	東京都中央区日本橋三丁目2番9号	153,000株	14.13%
ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社	東京都港区浜松町一丁目9番10号	35,200株	3.25%

2．内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換についての手続、取扱場所等

当ファンドは「自動継続投資」専用ファンドのため、投資者が取得した受益証券は「自動継続投資約款」に基づいて大券をもって混蔵保管されます。したがって、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡制限はありません。

受益証券の再発行

- a. 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- b. 受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の規定を準用します。
- c. 受益証券を再交付するときは、委託者は受益者に対して実費を請求することができます。

(注)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

3. ファンドの詳細情報の項目

下記詳細情報については有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」または投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 管理資産等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託 大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約 款

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲内で行いません。

3. 収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託〔大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）〕約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、この契約締結の日から第41条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割）

第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権を1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

（追加信託金および、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。
追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

前項の規定により発行された受益証券は、別に定める大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動継続投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約または第37条の2（混蔵保管および返還請求の取扱い）の規定に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役が、その旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の取得単位および価額）

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、1口の整数倍をもって当該受益証券の取得の申込に応じることができます。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額

2. 委託者が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第9条の規定により

発行される受益証券の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合……取得申込受付日の前日の基準価額
 2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額
- 第1項第2号または前項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

(受益証券の再交付)

第12条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第13条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ヘ. 金銭債権
 - ト. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - チ. 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等に係る権利
 - リ. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))に限ります。)
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国法人の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

第17条 (削除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号に掲げる金利商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号に掲げる金利商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、

制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 22 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 23 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵保管)

第 24 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵保管できるものとします。

第 25 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 26 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

(信託財産に関する報告)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(削除)

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 0.0005% を乗じて得た額とし、毎月最終営業日または信託終了のとき、当該消費税等とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬の総額および支弁の時期)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 50.71 以内の率で次に掲げる率 (以下「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。平成 11 年 9 月 27 日以降の各週の最初の営業日 (委託者の営業日をいいます。以下同じ。) から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期間にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて次の通りになります。

1. 年換算収益分配率が 6% 未満の場合は、信託元本の額に対し年 10,000 分の 35.57 以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35.57 以下の場合の信託報酬率は当該年換算収益分配率以内の率とします。
2. 年換算収益分配率が 6% 以上 8% 未満の場合は、信託元本の額に対し年 10,000 分の 40.56 以内の率としま

す。

3. 年換算収益分配率が8%以上の場合は、信託元本の額に対し年10,000分の50.71以内の率とします。

前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

(収益の分配)

第35条 信託財産から生ずる利益(第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2. 毎計算期における信託報酬、売買・償還等による損失評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用(一部解約金および追加信託金の計理処理)

第36条 信託の一部解約金(第41条第2項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額、以下、「一部解約金」といいます。)が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

(収益分配金の再投資)

第37条 委託者は、原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金(委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)を、当月の最終営業日に委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を、この信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

前2項の規定にかかわらず、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

第41条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

(混蔵保管および返還請求の取扱い)

第37条の2 委託者は、自らの募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券を保護預り会社と受益者との保護預り契約に基づいて、保護預り会社において大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、受益者から自己の有する前項の受益証券について返還請求があったときは、当該受益者から第41条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および登録金融機関の募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券の混蔵保管および返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(一部解約金、収益分配金および償還金の支払い)

第38条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還に係る受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および償還にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、第37条第1項および第3項に規定する収益分配金については、同条第1項および第3項中の当月の最終営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行なう日に、第38条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者に交付します。

前項の規定により委託者に収益分配金、一部解約金および償還金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、第 38 条第 1 項および第 2 項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、第 41 条第 7 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項に規定する信託終了による償還金について、第 38 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第 41 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に解約の実行を請求することができます。委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第 9 条の規定による受益証券の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益証券について第 1 項の請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第 38 条第 1 項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

受益者が、第 1 項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受付を中止することができるものとします。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出るにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 7 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、

この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任をできないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 47 条の 2 第 41 条第 7 項および第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 9 項、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、第 41 条第 8 項、第 42 条第 2 項または前条第 2 項の規定による公告または書面の交付の後に取得した受益証券についてはこの限りではありません。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の取得日に取得されたものとみなします。受託者は、前項により受益証券の買取請求を受け付けた場合は、当該請求を受け付けた日の翌営業日の前日の基準価額により当該受益証券の買取りに応じるものとします。

受益証券の買取代金の支払いは、請求を受け付けた日の翌営業日より、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所において行うものとします。

受益者が第 1 項の請求を行う場合は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成4年5月8日

委託者 第一投信株式会社
(現 T&Dアセットマネジメント株式会社)

受託者 三井信託銀行株式会社
(現 三井アセット信託銀行株式会社)

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容（予定）について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 8 月 31 日現在の約款の内容)
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約</p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条の 2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益証券の発行および種類) 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。 委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。 前項の規定により発行された受益証券は、別に定める大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動継続投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約または第 3 7 条の 2(混蔵保管および返還請求の取扱い)の規定に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。</p>

金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかると受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得単位および価額)

第11条 委託者は、第6条の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める自動継続投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第7条の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

第1項および第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役が、その旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の取得単位および価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、1口の整数倍をもって当該受益証券の取得の申込に応じることができます。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)自動継続投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第9条の規定により発行される受益証券の取得の申込に応じることができるものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合………取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

< 新設 >

託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第37条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（省略）

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 <削除>

（収益分配金の再投資等）

第37条 前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金（委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、当月の最終営業日に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前

（省略）

（受益証券の再交付）

第12条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第13条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。

（収益分配金の再投資等）

第37条 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金（委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）を、当月の最終営業日に委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金を、この信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業

日の基準価額とします。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

(省略)

第41条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第37条の2 委託者は、自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(償還金および一部解約金の支払い)

第38条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、第41条第1項の受益者の解約の実行の請求を受けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益権に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還に係る受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払うものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

前項に規定する償還金および償還に係る受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる償還金および償還に係る受益権に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、第37条第1項および第3項に規定する収益分配金については、同条第1項および第3項中の当月の最終営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、委託者または委託者の指定する証

日の前日の基準価額とします。

(省略)

第41条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

(混蔵保管および返還請求の取扱い)

第37条の2 委託者は、自らの募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券を保護預り会社と受益者との保護預り契約に基づいて、保護預り会社において大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、受益者から自己の有する前項の受益証券について返還請求があったときは、当該受益者から第41条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および登録金融機関の募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券の混蔵保管および返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第38条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還に係る受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および償還にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。

< 新設 >

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、第37条第1項および第3項に規定する収益分配金については、同条第1項および第3項中の当月の最終営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、委託者または委託者の指定する

券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行う日に、第38条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、第38条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、第41条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項に規定する信託終了による償還金について、第38条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第6条の規定による受益権の分割の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について第1項の請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の分割された日に分割されたものとみなします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

(省略)

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

~ (省略)

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載

証券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行なう日に、第38条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者に交付します。

前項の規定により委託者に収益分配金、一部解約金および償還金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、第38条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、第41条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項に規定する信託終了による償還金について、第38条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第41条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第9条の規定による受益証券の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券について第1項の請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

受益者が、第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

(省略)

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

~ (省略)

<新設>

または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第 47 条の 2 第 41 条第 7 項および第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 9 項、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

< 削除 >

< 削除 >

< 削除 >

(付 則)

(添付信託約款付則第 1 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の再交付)から第 14 条(受益証券の再交付の費用)、第 37 条の 2 の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(反対者の買取請求権)

第 47 条の 2 第 41 条第 7 項および第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 9 項、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、第 41 条第 8 項、第 42 条第 2 項または前条第 2 項の規定による公告または書面の交付の後に取得した受益証券についてはこの限りではありません。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の取得日に取得されたものとみなします。

受託者は、前項により受益証券の買取請求を受け付けた場合は、当該請求を受け付けた日の翌営業日の前日の基準価額により当該受益証券の買取りに応じるものとします。

受益証券の買取代金の支払いは、請求を受け付けた日の翌営業日より、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所において行うものとします。

受益者が第 1 項の請求を行う場合は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

(付 則)

第 1 条 (添付信託約款付則第 1 条をご参照ください。)

ファンドに関する用語	
用語	解説
委託者 ・ 受託者 ・ 受益者	委託者は投信会社のことであり、主な業務は、ファンドを設定し、その投資信託財産の運用指図・目論見書や運用報告書の作成、基準価額の計算を行います。受託者は受託銀行のことであり、主な業務は、投資信託財産の保管・管理を行います。投資信託財産は受託銀行自身の固有財産と分別して管理されています。受益者は受益権を有する投資家のことであり、受益権には収益分配金請求権・償還金請求権・解約請求権などがあります。 (本用語集においては、「お客様」と記載いたします。)
一部解約	ファンドを途中換金する場合、お客様が販売会社を通じて投信会社に対し解約を請求する方法です。
運用報告書	投資信託法に基づく、お客様へファンドの運用内容を報告するための書類です。投信会社が作成し、販売会社より、原則、決算期末毎にお客様に交付されます。該当期間の運用状況、今後の運用方針、運用実績等について記載されています。
EDINET	Electronic Disclosure Investors' NETwork の略です。お客様は EDINET を利用して、インターネットを通じて、有価証券取引法で開示が定められているファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書等を閲覧できます。
監査報酬	投資信託財産の財務諸表については、監査が義務づけられています。このファンド監査に必要な費用であり、その費用はファンドから支払われます。
基準価額 ・ 解約価額	基準価額とは純資産総額を受益権総口数で割った「1口当たりの純資産額」です。解約価額とは解約時の税引前の価額で、信託財産留保額の定めがある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
クローズド期間	効果的で計画的な運用を行うため、一定期間（または償還まで）原則として解約できない期間を設けているファンドがあります。この解約できない期間をクローズド期間といいます。
個別元本	お客様が、実際に購入したときの元本のことであり、お客様によってその額は異なります。同一のファンドを複数回購入した場合には、取得の都度、元本の変更（移動平均による再計算）をします。ただし、同一ファンドであっても、複数の販売会社で購入し取得価額の通算が実務的に困難な場合には、各々別個に個別元本を把握します。
自動継続投資コース (一般コース)	分配型投資信託で、税引き後の分配金を無手数料で自動的に全額再投資するコースです。 一方、分配金をその都度受け取るコースを一般コースといいます。
受益証券	ファンドの利益を受ける権利(受益権)を形にしたもので、証券取引法上の有価証券です。原則として、無記名式ですが、記名式にすることもできます。 平成19年1月4日より投資信託振替制度に移行され、原則として、受益証券は発行されません。
純資産総額	ファンドに組み入れた有価証券の時価等の資産総額から、運用にかかる未払費用等の負債総額を差し引いたものです。
償還 ・ 償還乗換え	ファンドの信託期間が終了し、投資信託財産を清算してお客様に金銭を返還することです。この償還された金銭(償還金)で、他のファンドを購入することを償還乗換えといいます。償還乗換えを利用すると、販売手数料が優遇される場合があります。
信託財産留保額	信託期間の途中で解約をする場合等に、基準価額から控除され投資信託財産中に留保される一定の金額のことです。
信託期間	ファンドが設定されてから償還されるまでの期間のことです。その期限に達するとファンドの運用が終了し、お客様が保有する口数に応じて投資信託財産が配分されます。

用語	解説
信託報酬	<p>ファンドの運用・管理業務の対価として、お客様が投資信託財産から間接的に支払う経費のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投信会社のファンド運用に対する報酬 2. 受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬 3. 販売会社の収益分配金や償還金の支払等の代行業務に対する報酬 <p>などが、含まれます。</p> <p>信託報酬の配分比率はファンドの商品性格や、運用の難易度などにより異なり、配分比率は目論見書や運用報告書の費用の項目に記載されることになっていきます。また、ファンドによっては実績報酬制を採用しているものもあります。実績報酬制とは、運用成果に応じて基本報酬に実績報酬を増減する制度です。</p>
追加型 ・ 単位型	<p>追加型投資信託は、ファンド設定後も購入ができるファンドです。</p> <p>単位型投資信託は、ファンド設定時に集められた資金をもとに運用を行い、追加で購入することができないファンドです。</p>
ファミリー ファンド方式 ・ マザーファンド ベビーファンド	<p>個々のお客様が購入するファンド（ベビーファンド）の資金を、一括して特定のファンド（マザーファンド）へ投資し、株式や債券などによる実質的な運用はマザーファンドで行う方式です。</p> <p>これによって各ベビーファンドは、その資金の規模にかかわらず同一の運用を行うことが可能となるなど、運用・管理面での効率化が図れます。</p>
(収益)分配金	<p>運用によって得られた収益等から信託報酬等の経費を控除し、投信会社が基準価額水準や市況などを勘案して決定する分配金のことです。</p> <p>分配金をお支払いした時は、個別元本と分配金支払い後の基準価額とを比較して、利益が生じている場合はその額は「普通分配金」（課税扱い）となり、元本の払戻しに相当する部分は「特別分配金」（非課税）となります。</p>
申込手数料	<p>投資信託を購入される際にお客様が販売会社に支払う手数料です。</p>
目論見書、投資 信託説明書（交 付または請求 目論見書）	<p>証券取引法に基づく、ファンドの商品説明のための書類で、商品概要、運用方針、リスク、費用等、お客様にとって重要な事項が記載されています。投信会社が作成し、お客様がファンドの購入を申込み際には、販売会社よりあらかじめ、または同時にお渡しします。「目論見書」は法令上の用語ですが、投資信託協会が定めるガイドラインにより、「投資信託説明書」の別称を使用することができるものとされています。平成16年12月1日施行の改正証券取引法においては、販売会社より必ず交付しなければならない「投資信託説明書（交付目論見書）」と、約定までにお客様から請求があれば交付しなければならない「投資信託説明書（請求目論見書）」に分かれましたが、上記ガイドラインにより、両者を一体として作成、お渡しすることもできるものとされています。</p>
有価証券 届出書	<p>投資信託の募集を行う場合、他の有価証券の募集の場合と同様に、証券取引法の定めにより、予め（関東）財務局長に提出しなければならない書類のことです。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。</p>
有価証券 報告書	<p>ファンドの決算日（計算期間が半年未満の場合には半年毎）から3ヵ月以内に、証券取引法の定めにより、（関東）財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のことです。</p>

運用に関する用語	
用語	解説
アキュム ・ アモチ	債券の取得価額と償還価額の差額を、償還までの残存日数で日割り按分して、その金額を日々計上していく会計処理方法です。(償却原価法ということもあります) 投資信託協会のルールでは「償還までの残存期間が1年未満の債券」及びMMFにおいては「満期まで保有することを目的」として組み入れた場合には上記の方法により債券価格を評価できます。 (アキュムはアキュムレーション、アモチはアモチゼーションの略称です。)
アクティブ運用 ・ パッシブ運用	市場リターン(日経 225 や TOPIX などの騰落率)を上回ることを目的として、行う運用です。 これに対して、インデックスファンドのように運用成果が市場リターンと連動することを目的とした運用を、パッシブ運用といいます。
アセット・アロケーション	資産(アセット)の配分割合(アロケーション)を決定することです。お客様の投資資金を株式や債券などの資産にどのように配分するかを決定することで、最適な資産配分によりポートフォリオのリスク低減を図ります。
格付	格付は、債券などの元金・金利の支払についての確実性(安全性)の度合いを民間の格付機関が発行体の経営内容や財務内容をもとに評価したものです。
デュレーション	金利の変化に対する債券価格の感応度をあらわす数値です。この数値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率は大きくなります。 債券運用においては将来の金利変動を予測し、その予測に基づいてデュレーションを調整することがあります。
ヘッジ	ある資産の価格変動リスクを派生商品などを活用して低減させる投資方法です。例えば、現物取引(買いポジション)に対して先物取引などで反対のポジション(売りポジション)を組むことで将来の価格下落を低減させることができます。
ベンチマーク ・ トラッキング ・エラー	運用の目標となる市場指標のことです。例えば国内株式投信の場合は、TOPIXや日経 225 などがベンチマークとなります。 ファンドの運用成績は様々な要因でベンチマークと乖離しますが、この乖離の度合いをトラッキングエラーと呼び、インデックスファンドの場合はトラッキングエラーが小さいほど、当初の運用目的に適ったファンドであると言えます。
ポートフォリオ	ファンドに組入れている有価証券全体を指します。 もともとは「紙バサミ」のことですが、有価証券を紙バサミで保管していたことからきています。
マクロ ・ セミマクロ	マクロとは本来ある一つのシステム全体を分析・把握し、説明することを指し、マクロ経済とはある国の一定期間における経済全体の行動を分析することです。それに対してミクロは、ある一つのシステムを構成する最少単位である特定の部門を分析・把握し、説明することを指し、ミクロ経済とは家計や企業の個々の行動を分析することです。 またセミマクロとはそれぞれの間位置し、経済を個々の産業レベルから分析・把握し説明することです。
ユニバース	ユニバースは英語の universe = 宇宙の意味ですが、ファンドが投資対象とする銘柄群全体をユニバースと呼んでいます。実際に投資する銘柄は、ユニバースの中から選定します。

追加型公社債投資信託 / MMF型 / 累積投資専用

大同の

MMMF

マネー・マネージメント・ファンド

投資信託説明書（請求目論見書）

2006.08

Money
Management
Fund

T&D T&Dアセットマネジメント

T&D証券グループ

1. 本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成18年3月1日にその効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年8月31日に関東財務局長に提出しております。

発行者名： T & Dアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 桂 幹洋

本店の所在の場所： 東京都港区海岸一丁目2番3号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称： 大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

募集内国投資信託受益証券の金額： 継続募集額

2兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

投資リスク

「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」は、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手 続 等.....	1
1. 申込（販売）手続等.....	1
2. 換金（解約）手続等.....	2
第3 管 理 及 び 運 営.....	3
1 資 産 管 理 等 の 概 要.....	3
(1) 資 産 の 評 価.....	3
(2) 保 管.....	4
(3) 信 託 期 間.....	4
(4) 計 算 期 間.....	4
(5) そ の 他.....	4
2. 受 益 者 の 権 利 等.....	6
第4 ファンドの経理状況.....	8
1. 財 務 諸 表	11
(1) 貸 借 対 照 表	11
(2) 損益及び剰余金計算書.....	12
(3) 注 記 表	13
(4) 附 属 明 細 表	16
2. ファンドの現況	17
純資産額計算書.....	17
第5 設定及び解約の実績	18

第1【ファンドの沿革】

平成 4年5月8日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- a. 当ファンドは、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。
- b. 当ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社との間で、受益証券の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。申込者は販売会社との間で「自動継続投資約款*」に従って「分配金再投資契約*」を締結するものとします。
*これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- c. 受益証券の取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券は保護預りとさせていただきます。
(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。したがって、保護預りの形態はなくなります。
- d. 非課税貯蓄制度（マル優）をご利用する場合、取得申込者（受益者）はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。販売会社によってはマル優制度の取り扱いを行わない場合があります。
- e. 当ファンドの取得申込の受付は、営業日の午後3時（年末年始など半日営業日の場合は正午）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。ただし、受付時間は取扱金融機関等によって異なることもあります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
正午以前の申込は、取得申込受付日の前日の基準価額です。正午を過ぎての申込は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額です。ただし、基準価額が1万円を下回った場合は、原則として申込の受付を行いません。
- f. 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消することがあります。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項

の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己の有する受益証券につき、原則としていつでも、委託者に解約の実行を請求することができます。
- b. 委託者は、a. の請求があった場合には、投資信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。午後3時以前に解約申込を受付けた場合は、解約申込日が解約受付日となります。午後3時以降に解約を申込まれた場合は、解約申込日の翌営業日が解約受付日となります。ただし、受付時間は取扱金融機関等によって異なることもあります。また、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。
- c. 一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として解約受付日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に支払うものとし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金および一部解約にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払場所は、委託者において行います。解約受付日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者には、受益者と販売会社との間の「自動継続投資約款」に基づく手続に従い、即日引出し（キャッシング）のお取扱をいたします。この場合には、「自動継続投資約款」に基づき、即日引出し申込日から解約代金受渡日の前日までの分配金から源泉所得税相当額を差引いた額を、販売会社がキャッシング利息として受け取ります。なお、委託者による直接販売ならびに一部の販売会社においては、即日引出しのお取扱はありません。詳細につきましては、申込販売会社にてご確認ください。
- d. 委託者または販売会社が、約款第9条の規定による受益証券の発行の日から解約受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券については、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、投資信託財産に対し返戻するものとし、この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。
- e. 受益者が、a. の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、受益証券をもって行うものとし、
- f. 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。この場合の取扱等につきましては、販売会社にご確認ください。
- g. 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、a. による請求の受付を中止することおよびすでに受付けたa.による請求の受付を取消すことがあります。
- h. g. により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして解約受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹

消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価又は一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額とします。

上記の社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」に該当するものの内、ファンドの主な投資対象の評価に関する事項についての主な内容は以下のとおりです。

< 1. 組入れ債券等の評価 >

(1) 組入れ債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入れ債券の銘柄毎に委託業者が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

証券会社又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

< 2. 償却原価法による評価 >

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A-2又はP-2格相当以上の短期格付若しくはA3又はA-格相当以上の長期格付を取得している債券

満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とする。なお、加算又は減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 満期保有目的債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、又は償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

基準価額および収益分配金は毎日算出され、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）につきましては、委託者および販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、直前1週間（土曜日～金曜日）の平均分配率（年率、税引前）は、原則として毎週日曜日の日本経済新聞朝刊に（「MMF」の「T&Dアセット」にて）掲載されます。

委託者へのお問い合わせにつきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

マーケティング部 0120-151425 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(証券取引所の半日立会日は午前9時～正午))

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2) 【保管】

取得申込者は、「自動継続投資約款」に従って受益証券を保管(保護預り)するものとします。受益証券は大券をもって混蔵保管されます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、後述の「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託者は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託者は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)および(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

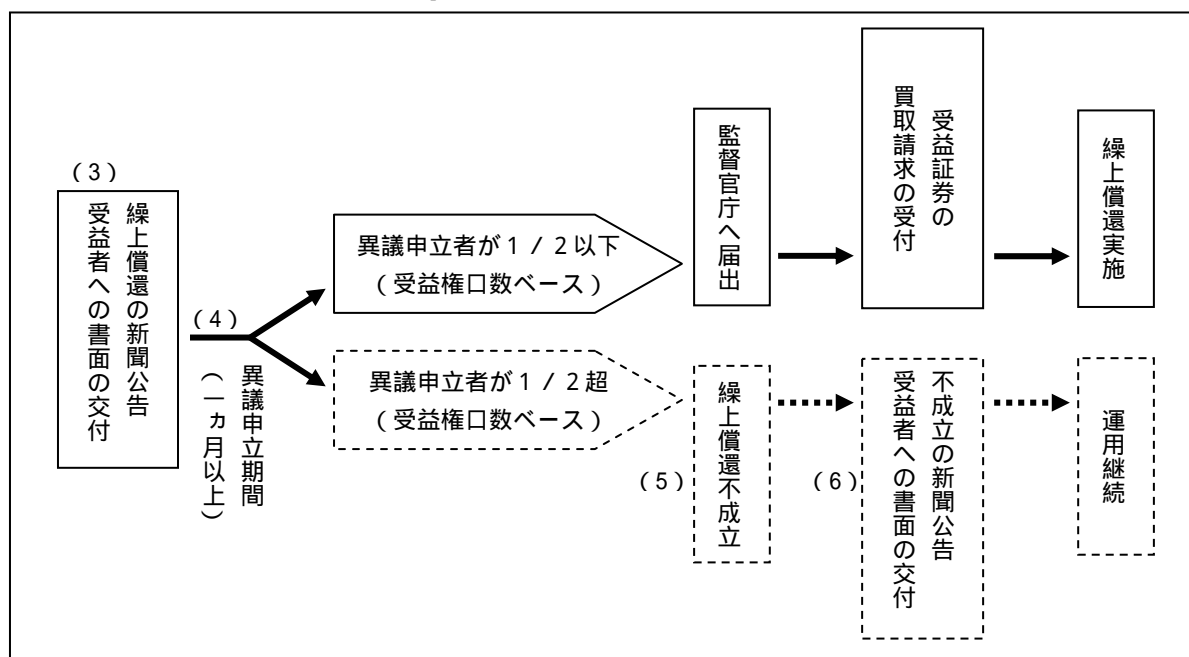
b. 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、当ファンドは、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「投資信託約款の変更(4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

- d. 受託者が辞任する場合、委託者は、後述の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

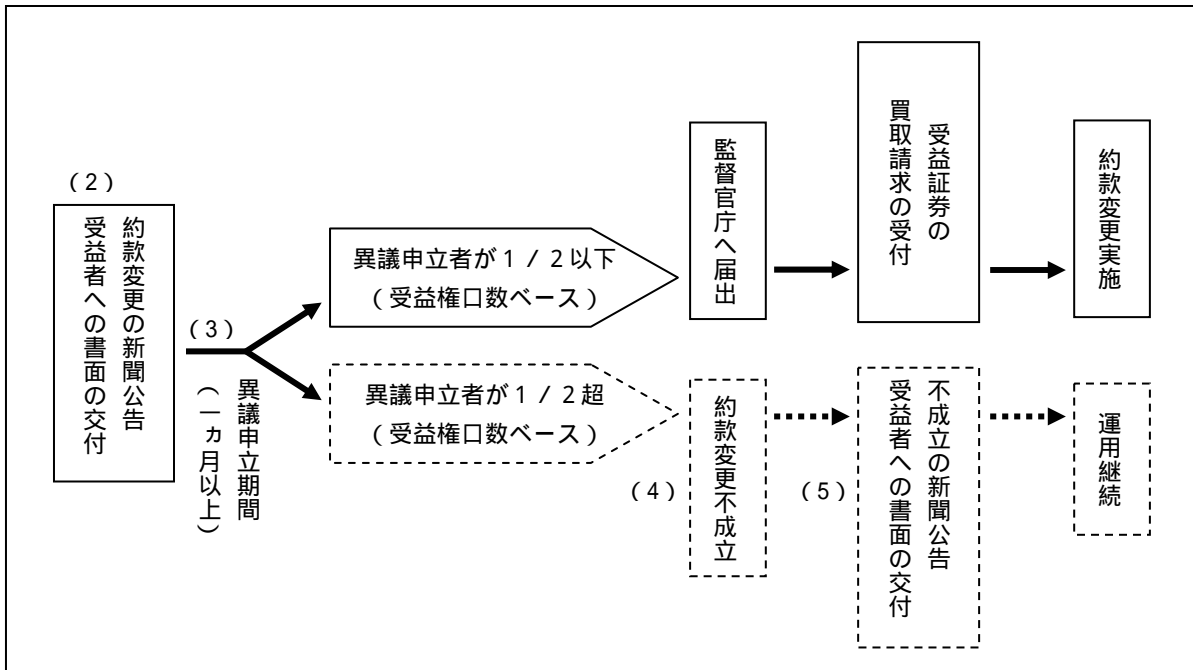
[線上償還を行う場合の手続きの流れ]



投資信託約款の変更

- (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託者は、(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) (2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) (3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。
- (7) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前述の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行いません。

【投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- (1) 委託者が販売会社と締結している「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託者および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- (2) (1)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託者は「証券取引法」の規定に基づき有価証券報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき運用報告書を6ヵ月毎(毎年5月および11月)に作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、その所有する受益証券の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

収益分配金の請求権

- (1) 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。
- (2) 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならび

に信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目(予定)から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金および償還金にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金についての支払いは、委託者において行います。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

一部解約(換金)請求権

受益者は、受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託者に請求することができます。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金についての支払いは、委託者において行います。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等、2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要(5) その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要(5) その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託者に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第28期特定期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第29期特定期間（平成17年12月1日から平成18年5月31日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第28期特定期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）および第29期特定期間（平成17年12月1日から平成18年5月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。それらの監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書


平成 18 年 1 月 20 日

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人


代表社員
業務執行社員

公認会計士

湯本 聖司 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

原 科 立 郎 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の平成17年6月1日から平成17年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の平成17年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 7 月 21 日


ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人


代表社員
業務執行社員

公認会計士

沼田 徹 


代表社員
業務執行社員

公認会計士

大山 修 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 久一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の平成17年12月1日から平成18年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の平成18年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

期 別 科 目	第 2 8 期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	第 2 9 期 特定期間 (平成18年5月31日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,000,000,000
金銭信託	702,055	850,809
コール・ローン	10,890,123,114	8,462,930,282
国債証券	-	9,998,652,446
社債券	17,215,804,626	8,208,642,388
コマーシャルペーパー	3,999,364,143	11,996,828,218
現先取引勘定	16,999,983,000	5,996,778,000
未収利息	14,751,709	13,727,774
前払費用	5,340,192	2,599,380
流動資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297
資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49,125	137,042
未払受託者報酬	1,076	2,378
未払委託者報酬	13,594	30,662
その他未払費用	39,945	18,240
流動負債合計	103,740	188,322
負債合計	103,740	188,322
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	49,125,925,207	45,680,810,175
剰余金		
期末剰余金	39,892	10,800
純資産合計	49,125,965,099	45,680,820,975
負債・純資産合計	49,126,068,839	45,681,009,297

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 2 8 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 6 月 1 日 至 平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日)	第 2 9 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 1 2 月 1 日 至 平成 1 8 年 5 月 3 1 日)
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		43,656,156	26,523,820
有価証券売買等損益		30,892,473	11,719,792
その他収益		56,888	223,279
営業収益合計		12,820,571	15,027,307
営業費用			
受託者報酬		205,207	231,138
委託者報酬		2,612,809	2,982,686
その他費用		591,180	506,745
営業費用合計		3,409,196	3,720,569
営業利益金額		9,411,375	11,306,738
経常利益金額		9,411,375	11,306,738
当期純利益金額		9,411,375	11,306,738
一部解約に伴う当期純利益 金額分配額		-	-
期首剰余金		43,847	39,892
剰余金増加額		-	-
剰余金減少額		-	-
分配金		9,415,330	11,335,830
期末剰余金		39,892	10,800

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 2 8 期 特定期間 (自平成17年 6月 1日 至平成17年11月30日)	第 2 9 期 特定期間 (自平成17年12月1日 至平成18年5月31日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>社債券、コマーシャルペーパーについては、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値（平均値）値段 証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	<p>国債証券、社債券、コマーシャルペーパーについては、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、証券取引所に上場されていないものについては、以下のいずれから入手した価額で評価しております。</p> <p>日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値（平均値）値段 証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額</p> <p>なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託業者が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 表示	-	<p>平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。</p> <p>(1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純利益金額としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)		第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)	
-		1 計算期間の末日における受益権の総数 45,680,810,175口	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)		2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額 10,000円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別	第28期 特定期間 (自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)	第29期 特定期間 (自平成17年12月1日 至平成18年5月31日)
1 分配金の計算過程		日々決算を行い、原則として運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は9,455,222円、分配金額の合計額は9,415,330円であります。	日々決算を行い、原則として運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当しております。 なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計は11,346,630円、分配金額の合計額は11,335,830円であります。
2 受託会社との取引高		(1) 営業取引 受託者報酬 205,207円 (2) 営業取引以外の取引 - 円	(1) 営業取引 受託者報酬 231,138円 (2) 営業取引以外の取引 - 円

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第28期 特定期間 (平成17年11月30日現在)	第29期 特定期間 (平成18年5月31日現在)
期首元本額		50,628,411,152 円	49,125,925,207 円
期中追加設定元本額		5,033,436,413 円	4,665,010,711 円
期中一部解約元本額		6,535,922,358 円	8,110,125,743 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第28期 特定期間(自平成17年6月1日 至平成17年11月30日)

(1) 売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当特定期間の損益に含まれた評価差額

該当事項はありません。

なお、売買目的有価証券のうち、償却原価法により評価しているものは、「(3)時価評価されていない有価証券」に記載しております。

(2) 満期保有目的で時価のあるもの

該当事項はありません。

(3) 時価評価されていない有価証券
 売買目的有価証券

(単位 : 円)

内容	貸借対照表計上額
社債券	17,215,804,626
コマーシャルペーパー	3,999,364,143
合計	21,215,168,769

(4) 満期保有目的債券の特定期間末後における償還予定額
 該当事項はありません。

第 2 9 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 1 2 月 1 日 至 平成 1 8 年 5 月 3 1 日)

(1) 売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当特定期間の損益に含まれた評価差額
 該当事項はありません。

なお、売買目的有価証券のうち、償却原価法により評価しているものは、「(3) 時価評価されていない有価証券」に記載しております。

(2) 満期保有目的で時価のあるもの
 該当事項はありません。

(3) 時価評価されていない有価証券
 売買目的有価証券

(単位 : 円)

内容	貸借対照表計上額
国債証券	9,998,652,446
社債券	8,208,642,388
コマーシャルペーパー	11,996,828,218
合計	30,204,123,052

(4) 満期保有目的債権の特定期間末期後における償還予定額
 該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第 2 8 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 6 月 1 日 至 平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日)

該当事項はありません。

第 2 9 期 特定期間 (自 平成 1 7 年 1 2 月 1 日 至 平成 1 8 年 5 月 3 1 日)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成18年5月31日現在)

種類	銘柄名	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	379 割引短期国債	2,000,000,000	1,999,938,410	
	382 政府短期証券	1,000,000,000	999,909,260	
	385 政府短期証券	2,000,000,000	1,999,582,045	
	388 政府短期証券	2,000,000,000	1,999,235,593	
	390 割引短期国債	3,000,000,000	2,999,987,138	
国債証券小計		10,000,000,000	9,998,652,446	
社債券	2 ダウケミカル カパニー	800,000,000	800,228,403	
	5 ハウスホルト FIN	600,000,000	600,495,832	
	1 バンク・オブ・アメリカ	100,000,000	100,030,875	
	17 住友電工	500,000,000	501,772,847	
	4 リコ-	600,000,000	601,991,577	
	10 三井住友銀行	1,200,000,000	1,202,317,059	
	2 ホンダ ファイナンス	400,000,000	400,907,842	
	265 北陸電力	700,000,000	700,868,980	
	ORIX USA CORP	1,000,000,000	999,921,248	
	AMERICAN HONDA FINANCE	800,000,000	800,101,450	
	DAIWA SMBC	500,000,000	500,002,972	
	DAIWA SMBC 0.35%	1,000,000,000	1,000,003,303	
	社債券小計		8,200,000,000	8,208,642,388
コマーシャル・バ-	アサヒビール	1,000,000,000	999,958,905	
	神戸製鋼所	1,000,000,000	999,665,865	
	JFEホールディングス	1,000,000,000	999,669,698	
	三菱商事	1,000,000,000	999,923,567	
	平和堂	1,000,000,000	999,689,411	
	三井住友銀リース	1,000,000,000	999,551,434	
	芙蓉総合リース	1,000,000,000	999,588,799	
	オリックス	1,000,000,000	999,750,747	
	住商リース	1,000,000,000	999,730,812	
	ダイヤモンドリース	1,000,000,000	999,722,816	

種類	銘柄名	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャルバード-小計	UFJセントラルリス	1,000,000,000	999,687,111	
	中国電力	1,000,000,000	999,889,053	
		12,000,000,000	11,996,828,218	
合計		30,200,000,000	30,204,123,052	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成18年6月30日

資産総額	45,262,976,700円
負債総額	235,541円
純資産総額()	45,262,741,159円
発行済数量	45,262,721,504口
1単位当たり純資産額(/)	1.0000円

第5【設定及び解約の実績】

直近20特定期間の設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数	解約口数
第10期 特定期間 (平成8年5月31日～平成8年11月28日)	89,221,986,111	82,430,956,128
第11期 特定期間 (平成8年11月29日～平成9年5月29日)	126,144,813,639	108,443,273,088
第12期 特定期間 (平成9年5月30日～平成9年11月27日)	111,980,895,337	140,551,445,976
第13期 特定期間 (平成9年11月28日～平成10年5月28日)	62,717,501,003	89,184,614,465
第14期 特定期間 (平成10年5月29日～平成10年11月29日)	57,965,952,065	72,511,967,257
第15期 特定期間 (平成10年11月30日～平成11年5月30日)	91,149,332,177	51,798,759,231
第16期 特定期間 (平成11年5月31日～平成11年11月29日)	91,984,390,608	70,609,006,290
第17期 特定期間 (平成11年11月30日～平成12年5月30日)	143,483,148,923	94,240,774,088
第18期 特定期間 (平成12年5月31日～平成12年11月29日)	191,731,795,058	221,449,159,153
第19期 特定期間 (平成12年11月30日～平成13年5月30日)	235,082,295,462	194,216,236,961
第20期 特定期間 (平成13年5月31日～平成13年11月30日)	161,890,625,032	193,525,661,940
第21期 特定期間 (平成13年12月1日～平成14年5月31日)	28,813,706,551	132,078,507,409
第22期 特定期間 (平成14年6月1日～平成14年11月30日)	9,522,815,038	5,476,729,690
第23期 特定期間 (平成14年12月1日～平成15年5月31日)	19,580,262,078	7,585,613,879
第24期 特定期間 (平成15年6月1日～平成15年11月30日)	8,189,615,654	10,348,635,903
第25期 特定期間 (平成15年12月1日～平成16年5月31日)	7,652,046,393	9,179,475,436
第26期 特定期間 (平成16年6月1日～平成16年11月30日)	5,098,815,344	12,498,382,221
第27期 特定期間 (平成16年12月1日～平成17年5月31日)	5,283,236,566	8,445,584,506
第28期 特定期間 (平成17年6月1日～平成17年11月30日)	5,033,436,413	6,535,922,358
第29期 特定期間 (平成18年12月1日～平成18年5月31日)	4,665,010,711	8,110,125,743

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

